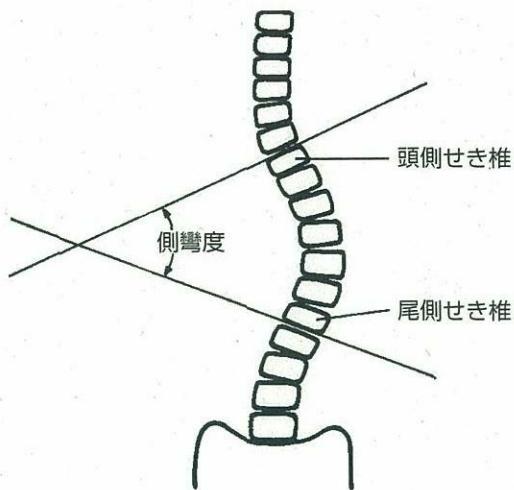


(ウ)「せき柱に変形を残すもの(第11級の5)」には次のものが該当します。

- ① せき椎圧迫骨折等が存しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの
- ② せき椎固定術が行われたもの(せき椎固定術が行われたせき椎間にゆ合が認められないものを除く。)
- ③ 3個以上のせき椎について、椎弓切除術等の椎弓形成術を受けたもの

※1 「コブ法」

エックス線写真により、せき柱のカーブの頭側及び尾側で最も傾いているせき椎を求め、頭側で最も傾いているせき椎の椎体上縁の延長線と尾側で最も傾いているせき椎の椎体の下縁の延長線が交わる角度(側彎度)を求める測定法をいいます



イ せき柱のうち、環軸椎の変形・固定(環椎と軸椎との固定術が行われた場合を含む)により、次のいずれかに該当するものは、第8級を準用することとしました。

なお、次のいずれにも該当しない環軸椎の変形は、上記のアの(ウ)に該当することとなります。

- 60度以上の回旋位となっているもの
- 50度以上の屈曲位又は60度以上の伸展位となっているもの
- 側屈位となっており、矯正位の頭蓋底部の両端を結んだ線と軸椎下面との平行線が交わる角度が30度以上の斜位となっていることが確認できるもの